

## 第3回甲府市上下水道事業懇話会会議録

- 会議の名称：第3回 甲府市上下水道事業懇話会
- 開催日時：平成28年8月26日（金）午後1時35分～午後3時10分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：込山芳行委員、風間ふたば委員、塩谷知則委員、小林正直委員  
落合圭子委員
- 欠席委員：なし
- 傍聴者数：0名
- 事務局：大須賀業務総室長、藤原経営企画課長、築野営業管理室長、  
本田営業課長、深澤工務総室長、仲沢水道管理室長、小林水道課長、  
遠藤浄水課長、前嶋下水道管理室長、山本浄化センター課長

### ■ 次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 職員紹介
- 4 懇話

- (1) お客様満足度調査結果の報告について
- (2) 甲府市上下水道事業経営計画2008後期実施計画  
平成27年度実績報告について
- (3) その他

- 5 事務連絡
- 6 閉会

### ■ 懇話内容

- (1) 「お客様満足度調査結果の報告について」

#### 【座長】

次第4の懇話に移らせていただきます。

- (1) お客様満足度調査結果の報告について事務局より説明をお願いします。

（事務局より説明）

**【座長】**

お客様満足度調査結果の報告について、膨大な資料がある中で時間の関係で詳細については触れられませんでしたでしたが、ポイントになるところの説明がありました。これを受けて委員のみなさまには忌憚りの無いご意見、質問、感想、提案等をよろしく申し上げます。何かありませんか。

47ページからの記述は、そのまま載せてあるものですか。

**【事務局】**

ほぼそのまま載せてあります。時間の関係で一つ一つ読んで説明ということとはできませんが、お客様の本音が書かれています。委員の皆さまには、また、ゆっくり目を通しておいていただければと思います。

水道への感謝を述べている方が目立ちます。

**【座長】**

47ページの上から4つ目の記述は、長文で甲府の水道水を高く評価していますが、これは職員としてうれしいことではないですか。

**【事務局】**

県外から甲府に移られたお客さまや、甲府に住んでいて他都市に移られたお客様からは、甲府の水道水が以前のお住まいの地域あるいは移り住んだ地域と比較しておいしいという評判をよく耳にします。そういったご意見がこちらの中に比較的多く見受けられます。

**【座長】**

甲府にずっと住んでいる方には、当然のことだと感じてそうした感謝の気持ちも薄れてくるかも知れませんね。こちらの意見はかなり本音を書いているんでしょうね。他の委員の皆さまいかがでしょうか。

**【委員】**

甲府の水は環境省が行った「平成の名水100選」に選ばれたこともあり、きれいな水というのはもちろんのこと特に質が抜群に素晴らしいと当時の新聞記事で見たことがあります。大変喜ばしいことだと思います。それでお願いがあるのですが、地元で下水道が供用開始になって何年も過ぎているのに繋がらない家があるところがあって、こうした家は下水に繋ぐことに無関心で、夏場は悪臭で回りは困っていて批判も出ているのですが罰則規定は無いのですか。

**【事務局】**

給排水課の普及係で下水道未接続の家屋に対する指導・助言等を行って

ます。法律上は下水道法に下水道が供用開始された区域は、下水道に接続しなければならないと義務付けられています。しかし、条文にただし書きがあり、そこに資金難であったり、建物が老朽化している等相当の理由があればこの限りでないことが記されています。これにより接続が猶予されている方が多くいます。義務付けられてはいますが、このような相当の理由がある方に接続の義務はなく、これが法に定められている以上この方々に踏み込んで指導することができない状況です。猶予されるような方々は積極的に接続する意識はないものの、経済的に余裕ができたなら接続したいという方も割りと多く、全く繋がらないという方たちばかりではありません。今の経済状況が改善されて阻害要因が無くなれば接続する方々が増えてくると思っています。

**【委員】**

分かりました。と言いたいのですが、金銭面は問題なくても接続していない家が点々と見受けられるので納得はできません。こうした家はこの先ずっと接続しないと思います。

**【座長】**

実際そういう苦勞を抱えているのですか。

**【事務局】**

今も供用開始をしているところですが、新たに相当数の未接続家屋が発生しているところです。こういうところには直接職員が戸別訪問を行い接続のお願いや指導をしています。しかし、このような状況ということで、中々接続に応じてくれないのが現状です。日本全国が同じような悩みを抱えていることから国に抜本的な対応についての検討会があるようですが、報告も出ておらず各自治体が訪問指導の中で接続のお願いに回るという形に留まっています。

**【座長】**

下水道法の中に一文入れて強制力を持たせることが出来ない理由は何ですか。

**【事務局】**

宅内の下水道は個人の所有になるので公が手を出す訳にはいかず、あくまで個人の財産として対応していただくものであり、それには家計の問題もあるので法的な罰則を付してしまうと命令という形になり、そうすると不公平感が無いようにするには全ての未接続世帯に命令をしなければならず、これはこれで社会的に不安になるというか実際お金が無い方が相当数いますからこ

うした方々を考慮すると国も思い切った対応ができないところです。

**【座長】**

分かりました。委員の話では金銭的に余裕があっても繋がらない方に困っている状況でも、罰則を適用できないこうしたジレンマがあるわけですね。良い観点だったと思います。他にありませんか。

**【委員】**

調査対象の抽出方法について、料金システムを使っているという説明でしたが、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町からエリアで偏重せずに公平的な割合で抽出しているのでしょうか。あと、料金の多い少ないの分布で抽出したりしているのでしょうか。

**【事務局】**

今回の調査は、給水区域の事業所を含む全登録者を対象に 1500 件を抽出したのですが抽出にあたり、各エリアの対象数の割合で 1500 件を割り振ってから、その件数を無作為抽出で対象者を選定したものです。料金については一切考慮していません。

**【座長】**

この 1500 人という数は的確な結果を表す数かというところ微妙でしょうけどね。国の政権支持率も 100 件か 200 件でやっていますもんね。そうするとこの 1500 人というのは妥当なんではなかね。統計学の専門ではないので分かりませんが。ただ、回答数が 661 人は少ないですね。

**【事務局】**

市長部局で市民満足度調査というのをしています、全市民を対象に市政のあらゆるジャンルについて満足度の調査を実施しているところですが人口約 20 万人、世帯数では 10 万ほどのところで回答数が約 700 となっています。市民満足度調査では、これで標本誤差が 5% 以内に収まっています。お客様満足度調査は、人口ではなく給水世帯数で約 10 万に対し 660 ほどありますので精度としては市民満足度調査の 5% 以内より高い精度であると考えています。

**【座長】**

この事業者の意見がより真実に近い形で数値が出てきていけば良いと、数が多い方が良いというものではないということですね。

**【事務局】**

前回も同様の調査を実施しています、その前回と今回とを比較してみま

すと満足度が上がったとかといった若干の差異はありますが、ほとんどの回答が前回調査と同じような割合で結果として出てきていますので。同じ母集団の数であれば、どなたに発送しても同じような回答率で同じような回答内容という結果となっていることから今回の調査結果にある程度<sup>しんびょうせい</sup>信憑性があるという感覚を持っています。

**【委員】**

分かりました。47ページ以降の自由記述を見ると、（甲府の水が）おいしいという意見が多いですね。私も他県からお見えになった方の話をお聞きしても甲府の水はおいしく蛇口からそのまま水を飲めるということでこれは自慢できることです。

**【座長】**

これ（ボトルドウォーター「甲府の水」）は、水道の水ではないんですよ。

**【事務局】**

平瀬浄水場で採取した水道水から塩素を除去して詰めたもので、水道水です。

**【座長】**

じゃあ、他県の人がうまいといっているのは、これですか。

**【事務局】**

法律上、水道水には塩素が入ってなければならないので、水道水は塩素臭がどうしても残ってしまいますが、煮沸して時間をおいたり、冷蔵庫で冷やしたりすれば塩素が抜け、これと同等の味となります。

**【座長】**

甲府の水を飲んでいる委員どうでしょうか。

**【委員】**

以前、千葉県に住んでいたことがあり、その時と比べると甲府の水はおいしいと思います。

**【座長】**

47ページの記述はちょっとほめ過ぎじゃないですか。ちょっと心配なのは、ほめ言葉だけ並べて悪いところをカットしたなんて事はないですか。

**【事務局】**

そのようなことはありません。

**【座長】**

全部載せているということですか。

**【事務局】**

一部のごく個人的なお願いの類<sup>たぐい</sup>については除いてありますが、それ以外は全て載せています。

**【座長】**

まだ全部は見きれていないけど批判めいたものは無いのですか。

**【委員】**

料金が高いというのがありますよ。

**【座長】**

料金については、統計の方の回答にありましたね。もうちょっと安くして欲しいというのが。

**【委員】**

違う話になりますがよろしいでしょうか。これだけ素晴らしい水なのに甲府市の防災倉庫の備蓄にこの甲府の水を入れて無いんですよ。甲府の水を入れるように市に言ってください。

**【座長】**

貯水槽ですか。

**【委員】**

いいえこのボトルの水です。貯水槽は、学校単位で一つついているものから。

**【事務局】**

この「甲府の水」については、元々の製造目的がこれを飲んでいただいて「甲府の水道水はおいしいですよ」ということを広く周知していくものでPR用に製造しています。製造日から5年間保存可能で1人1日3リットルの飲料水が地震などの災害時に必要になるという、家庭での備蓄についてチラシに載せて併せてPRしております。先程の貯水槽についてはこのお客様満足度調査の質問にもあり、回答で「知らない」又は「聞いたことはあるが場所は知らない」が多くありました。

**【委員】**

小学校単位でね、60トンくらいのタンクで水が循環しているから良いと思います。ただ防災倉庫は学校単位じゃなくて別のところにもあるから。防災倉庫を見てみると知らないメーカーのボトルの水が入っている。

**【事務局】**

非常用貯水槽については、私どもの周知不足のところもあると思います。

地区の周辺の住民の方の人数かける一日に必要な水の量の 何日分の量を各小学校単位で確保させていただいています。避難所に指定されている場所に貯水槽は基本的に設置してあるので応急給水の場合はそちらに行っていれば水が確保されています。加えて、各配水池には地震が起きたときには緊急遮断弁がついていますのでかなりの水量が確保されています。

【座長】

よろしいですか。

【委員】

2008年に環境省が「平成の名水100選」を選定し、そこで甲府の水が優秀ということで選ばれ、その時に成分についてあったのですが甲府の水に含まれる成分が非常に珍しいものということでした。

【座長】

成分分析も行ったのですか。

【委員】

シリカという成分があって、これは動物の骨とか軟骨から溶け出したもので珍しいもののようです。

【座長】

そういったお墨付きがあるのですね。これは自信もって良さそうですね。

【委員】

環境省がしていることなので間違いないかと思います。

【座長】

こういった良い資料があるなら市民にPRしたほうが良い。自信を持つように。私たちは「こんなおいしい水を飲んで毎日生活しているんだよ」ということを。料金が高いと言っている人にもこれだけおいしい水なんだよということを感じられるようにもって行くような形で、水道だよりとかに載せて周知したらどうでしょう。

【委員】

甲府の水は岩清水できれいです。成分がそのまま流れている感じで。一度、植林にいった山奥の川を見たとき非常にきれいでした。

【座長】

そう言われると今日の甲府の水は美味いなあ。他に何かありますか。

【委員】

環境保全が認知されていないというのがちょっと残念でした。おいしい水

なのですが、山の水と地下水があり、山の方の水が、特に山を守っているからこそおいしい水ができるということが大勢の人に知ってもらいたい。先程から委員のみなさんがおっしゃっているようにもうちょっと PR を考えた方が良い。甲府の市役所に入ったところに「甲府の水」の大きな商業パネルを貼っても良いくらいじゃないでしょうか。

**【座長】**

「水のまち甲府」とかね。

**【委員】**

山梨県も一生懸命水ブランドとして売って行こうとしているわけですけど、甲府市ももっと PR を本気でして良いのではないのでしょうか。

**【座長】**

確かに甲府とか山梨県は全国から見たら水資源は豊富で全国でトップクラスなんですよ。

**【事務局】**

山梨県は、全国ミネラルウォーターの生産量ナンバー1になっています。

**【座長】**

そういう面でもみんな納得しますよ。白州のミネラルウォーターや富士山の雪解け水、忍野の水もあるし荒川の水や尾白川の水など水だらけですよ。

**【委員】**

昇仙峡の上の方のきれいな写真や動画をいつでも見られるようにしておけば良いのかなという気がします。是非考えていただきたいと思います。

**【事務局】**

この集計を通してお客様に色々なことを理解していただいていない部分があると感じました。折角「おいしい、安全、安心」と評価しているお客様が多い中で、料金のこともそうですが水源保全、環境対策については PR の仕方を考えていかなくてはと感じました。今回の委員の方々のご意見を聞く中で、インターネットなど色々な媒体がありますので PR の仕方については、今後検討していきたいと思います。

**【座長】**

委員が言った市役所に入ったところのパネル設置は是非やっていただきたい。ほとんどの人が年に1回くらいは市役所に行くだろうからね。こんなおいしい水を毎日飲んでいるんだと思えば豊かな気持ちになりますよね。これはしない手は無い。どこかに垂れ幕を出すとかね。簡単なようだけどなるほ



どと思いますよ。

**【事務局】**

水道週間等イベントの際にPRとして「甲府の水」を配布するときはこのチラシを一緒にお渡しして周知をしています。市役所が新庁舎になって外の大画面でヴァンフォーレ甲府のパブリックビューイングを年5回ほど実施していますが、夏場の暑いときは熱中症予防に水分を摂ってくださいと、前回の開催時にも「甲府の水」を配布しました。引き続き色々な機会を利用して今後はもっと色々知っていただくためのPRに努めたいと思います。

**【座長】**

甲府の水は販売しているのですね。

**【事務局】**

箱単位で上下水道局の1階のサービスセンターで販売しています。

**【座長】**

どのくらい生産しているのですか。売れすぎると生産が追いつかなくなるんじゃないですか。

**【事務局】**

市販ルートに出してないのでその心配はありません。家で備蓄したいという方が箱単位で購入していきます。1本あたり70円で、製造原価でお分けしてしまして値段的に安いということと5年もつということでお求めになる方がいらっしゃいます。

**【座長】**

ヴァンフォーレ甲府の試合に来てくれた県外のサポーターに一本ずつ配ると意外と喜んでくれるかもしれませんね。

そろそろ1つ目の議題の時間が過ぎるころですが他にご意見等ありますか。無いようですので次の議題に移りたいと思います。

(2) 甲府市上下水道事業経営計画 2008 後期実施計画平成 27 年度実績報告について事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**【座長】**

1 ページ目の表題ですけど後期実施計画というのはいくつか述べてもらっ

た形のところで計画を考えているということですね。平成 27 年度実績一覧（案）とありますがこの「案」というのはどういうことでしょうか。

**【事務局】**

これは各担当からそれぞれの事業の実績を報告してもらったもので、「案」になっているのは来月 9 月の議会の決算審査特別委員会において平成 27 年度に行った事業や決算の内容について議会で認定をいただくことになっております。通常ですとこれを経た後、経営計画推進委員会において事業の実績や現在の進捗状況を評価し、これからどのように進めていくか等について意見や進言をして決定という形になりますが、今回ご提示させていただいたのが最終的な決定をしていない段階のものとなりますので「案」とさせていただいております。

**【座長】**

ということだそうですね。原案みたいなものということですね。ここに膨大な計画が具体的に文章化されているということは、これがどの辺まで実現可能かとか実現しなければいけないとか、そういったことを委員の皆さまに意見をもらって反映させていきたいということによろしいですか。

**【事務局】**

10 年という計画期間の中長期的な経営計画を推進しており、その計画が現在 8 年を経過し、来年、目標年次を迎えますことから、今まで実施してきた実績や進捗状況を私どもも評価しますが、委員の皆さまにも内容を見ていただいて、何かご意見やご提案をいただければ、新しい 10 年スパンの経営計画を策定するにあたり盛り込むことができるものと考えております。是非忌憚りの無いご意見、ご提言をいただければと思います。

**【座長】**

この 2008 年の計画があと 1 年半で一つの区切りを迎えることから、また、その次の新たな経営計画にどのように反映させていくかということで意見をもらいたいということですね。

**【委員】**

雑駁にいうと、2008 年に作られた 10 年計画の進捗状況はどうなのでしょう。例えば順調に行って○とか遅れていて×とか△とかでいうと。あと、1 年くらいですよね。

**【事務局】**

概ね順調にしている事業が多いのですが、先程いくつか事業名を挙げた

ものについては、目標に対して進捗<sup>しんちよく</sup>に課題があると思われるものです。

**【委員】**

今、資料をいただいて全部見切れていないなかで、雑駁<sup>ざっぽく</sup>に言うとどうなのでしょう、例えば10項目のうち8項目は順調だとか、そういう数的に言うと。

**【事務局】**

全部で52事業ありまして、平成27年度に事業として計画されていないものが3事業、概ね目標どおり順調にしている事業が43事業、目標を下回っている事業が5事業、目標を大きく下回っている事業が1事業となっています。

**【委員】**

事業計画として実施しているので達成できない原因はそれぞれ把握しているのですね。

**【事務局】**

はい。10年の長期計画で後半の5年間については実施計画として見直しをしたものを現在実施しており、52事業を主要な事業として計画にしました。毎年計画的に事業を実施するにあたり、PDCAサイクルで進行管理を行う推進委員会を設置し、全事業について進捗<sup>しんちよく</sup>状況を把握しております。目標に届かない事業はどういった理由で遅れているのか、これからその事業をどのように進めていくのか、といった評価等を行い、翌年度の予算に反映させていくことで進行管理をしております。

**【座長】**

目標を下回っている事業というのは、予算の関係ですか、それともそれ以外の要因があるのですか。

**【事務局】**

予算だけではありません。

**【座長】**

事の順序とかあるのですか。この事業が終わったら次にこの事業という具合に。

**【事務局】**

要因は一つ一つの事業それぞれについて様々であり、例えば工事の関係で、更新とか耐震化とか、水道と下水道でも違いが若干あるのですが、何回も同じところを掘らなくて済むようにガス管や電話回線の工事があったりすると

他企業と調整するなかで計画外であってもそちらを優先していっしょに水道管、下水道管の工事をする形になり、結果的に計画していた工事が遅れたりすることがあります。

【座長】

それでもこの2008の計画はこれだけ事業数がありながら、思ったより順調にしているのではないですか。資料を見てこんなに順調にできるものなのかと思いましたが。

【委員】

そうですね、順調にしているのが43事業もあるとは。

【座長】

うまくすれば50事業くらい順調に目標を達成できるんじゃないですか。

【事務局】

そうなるように努力したいと思います。

【委員】 22ページの事業ナンバー44番で水道歴史記念館というのがありますがこれは何ですか。初めて聞きましたが。

【事務局】

これは平瀬浄水場の中にあります。小学4年生が社会科の勉強で浄水場の見学に来るのですが古い時代に事務所に使っていた建物で、その中を改造して江戸時代に使っていた木管や古い水道工事の道具を展示したり、映像で水のことが勉強できるような資料館として活用している施設であります。浄水場を見学に来た方に水道の歴史を知ってもらおうと開放しているもので、今まで経費をあまり掛けられなかったのですが、今回、映像機器や内装の整備を行いました。8月に親子上下水道教室を開催した際もクイズを楽しんでもらうなど好評でした。

【座長】

名前があまりにも良いからりっぱな博物館をイメージしてしまいました。水道の歴史が分かるように、子供たちが見学できるようになっているのですね。スペースはこの部屋くらいですか。

【事務局】

そうですね、大体この部屋くらいのスペースです。

【座長】

記念館なんて聞くとびっくりしてしまうけど。

**【事務局】**

有形文化財が平瀬に6施設ありまして、その一つがこの記念館で大正時代に事務所として建てられたものです。

**【座長】**

全く知らなかった。小学校の先生などは見学に使うから知っているのでしょうけど、我々は全く認識がなかった。

**【事務局】**

先日、YBSでこの水交庵すいこうあんが紹介されました。

**【委員】**

順調に進んでいない事業ということでナンバー23, 24, 33, 36 とあと一つは何番ですか。

**【事務局】**

ナンバー21です。今挙げていただきました事業で必要であれば詳細を説明させていただきますが。

**【委員】**特に24番の有収率は、先ほど委員がお話になったことに関わってくると思いますが、懇話会ですので説明を聞かせていただいても良いのかと思います。

**【事務局】**

それでは、21番から説明します。

**【事務局】**それでは、21番の収納率の向上について説明いたします。平成29年度の目標として90.8%を設定していますが、今の時代の景気低迷に伴いまして未収金回収世帯が増えているのが現状でして、そのために滞納整理を強化してきたところですが目標値に達することができませんでした。今後につきましては、収納率を上げるために例えば電話催告を夜間にするとか、休日に訪問して滞納者と接触する時間をできるだけ多くとるようにして理解を求めながら収納率の向上に努めたいと考えています。

**【委員】**

例えば県税などは、差押えで車止めを使ったり預金を差押えたり等ありますが、ここでいう滞納処分はそこまで至っていないのですか。

**【事務局】**

水道局で行う滞納整理は停水です。

**【委員】**

滞納処分の対象は、料金を支払っていない人であり、その時点で滞納状況

に至っている訳ですから（国税）徴収法で言えば催告、督促を出して1ヶ月たてば差押えといった滞納処分ができるが、それでも給与の差押えはしていないのですか。

【事務局】

まずは、停水という形になります。

【委員】

預金の差押えはしていないのですか。

【事務局】

水道法で、水道料金は私法上の債権であり、税金ではないので給与の差押えはできません。水道については、その代わりに停水を行っています。

【座長】

停水の人は、どうするんですか。

【事務局】

大体の方は、すぐお支払いして、使えるようにしてもらうのですが、最近では、どこでも水は売っているのものでそれで過ごす人もいます。

【座長】

アパートで滞納したまま引越してしまう人もいますか。

【事務局】

中にはそういう人もいます。

【座長】

そういう人は追いかけられるのですか。

【事務局】

中々難しい状況です。

【座長】

収納率 100%は無理ということですね。率を上げていくしかない。税ではないから差押えという訳にはいかない。

【委員】

私法上の債権ということで対象にならないとおっしゃっていたので。それでも8億7千万余で、これだけ高額な金額を集めているのだからすごいことだと思います。

【委員】

この計画が10年前にできた計画で次の10年計画を作るときに何か参考

になることがあればということでしたので、その前に教えていただきたいのですが、11番の総合危機管理体制に関連して、この10年の間に何が起きたかというところ、3.11東日本大震災や最近では、熊本地震がありました。その前の10年というところ、割りとのんびりした10年だったと思います。率直に東日本大震災での東北への支援や熊本地震の支援活動についてみなさんがどのような活動をしてどのような情報を得たか、あるいはこうしたことが甲府で役に立つのではないかと感じたことがあったら教えていただけますか。そういったことが、今の計画に盛り込まれていなかったら次の計画を作るときには入れておく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**【事務局】**

危機管理の指針というのがあるのですが、それについては、毎年随時見直していきまして、新しい事象があればそれを追加するようにしています。例えば新型インフルエンザが出たときは、指針に随時追加しております。

**【委員】**

それでは直近でいえば熊本地震があり、現地に行ってこれが大変だったということとか、トピックス的なことがありましたか。

**【事務局】**

今回、熊本には行っていません。工事の関係で職員を派遣する予定で段取りは付けたのですが、思ったより早く復旧が進んで直前になって無くなりました。

**【委員】**

熊本は地下水にほとんど頼っていたので、そういったところの問題点とか課題とかは、他の国内の水道事業者で共有できるようなしくみができているのですか。

**【事務局】**

水道でしたら日本水道協会という全国の水道事業者が集まった組織があり、そこから随時情報が入ってくる形になっています。下水道についても下水道協会という団体があり、新しい技術についてや地震に対する情報等随時入ってくる形になっています。

**【委員】**

分かりました。

**【座長】**

危機管理体制というのは万全を期すことは絶対不可能ですよ。いっどん

な想定外の地震、災害がくるか分からないからね。

【委員】

あつてはならないけどテロという悪意の行為で、例えばウイルスのようなものを平瀬浄水場に投げ込もうとか、そういう可能性は0じゃないですよ。そうした対策はどうなっていますか。

【事務局】

そういったテロが一番怖いのですが、毒物を入れられたときは、反応する装置があり直ちにそこから一報入りますので、すぐに体制を整えて初期の対応をとる形になります。

【事務局】

今年度、平瀬浄水場のフェンスの入れ替えを予定しています。

【事務局】

今のフェンスが背の低いものなので高くしてどこからも入れないようにします。あと、カメラとセンサーも設置しますので不審者も動物も一切入れないようになしまして、危機管理体制には万全を期しています

【委員】

入り口には職員が必ずいらっしゃるのですか。

【事務局】

今は、運転管理は、休日・祝日・夜間は委託しておりますが24時間体制になっているので必ず誰か職員はいます。

【事務局】

危機管理指針を策定した際に、国民保護法や国民保護計画がその頃国で作られまして、その中で浄水施設が重要なインフラ施設に位置づけられたことから、当初から危機管理指針では重要視しています。

【委員】

水源涵養林<sup>かんようりん</sup>がこれから水道事業を継続していく上で大切なものだと思いますが、市が管理している水源涵養林<sup>かんようりん</sup>に民有地がどのくらい含まれているのでしょうか。無ければよいのですが、山なんかは、相続があっても相続人が何十人もいたりしてだれも処分ができず放置されていることが多々あるものですから、そうした山林を市が買い取ってくれば助かるということがあり、ぽつぽつ買い取るのは困ると思うのですが、ある程度まとまった土地であれば市が買い取ってくれば取得の推進にもなるのかと思います。

【事務局】



先ほどお渡した冊子（甲府の水道・下水道）の6ページのところで、面積を大まかに示してあります。昔、地域で持っていた山なんかは権利者がたくさんいて、しかも亡くなられた方の名義のままのものもあり、これを調査するには膨大な手間と費用がかかるということで、仮に取得をするようなことがあっても、権利者たちの了解を得るとするのは非常に難しいことと経験上理解しております。水源涵養林については、産業部の林政課と協力して森林保護と地元支援の方々に理解していただくような活動を行っています。基本的には森林の保全、管理については林政課が中心に動く中で水道局でも連携できるところをしていく形です。特に、森林を取得していくことについては、今のところ具体的に計画はありません。

**【委員】**

できれば山梨大学との共同研究の結果をこういう場で披露させていただければ今のような心配は、無くなると思うのですが。簡単に言えば、甲府で大事な場所は北の方で、幸いなことに涵養林は県有林と市有林がほとんどで私有林は無いんですね。

**【委員】**

ちょっと安心しました。

**【事務局】**

実施計画実績一覧表の1ページをご覧ください。1番の取組状況のところに山梨大学との連携事業の中で色々な研究を積み重ねて将来予測をしながら出来る限りの手をつくすということで今、委員の梨大チームにお力を借りる中で、長年、事業に取組んできたところで時間と機会があればそのエッセンスのようなものを委員からお話しいただければと思いますので今後検討させていただきたいと思います。

**【座長】**

いろいろな場面からご意見いただきましたが他にご意見等ありますか。無いようなので「その他 3番」に移りたいと思います。

本日の会議で、何かお気づきの点等ありますか。

よろしいですか。では無いようなのでこれで次第4の懇話を終了させていただきます。

以上